

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	教育委員会 令和元年度分(必要に応じて平成30年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 2 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 2 年 4 月 24 日
担当	教育委員会教育政策課 (内線6305)

指摘事項	措置状況
<p>1 個人情報保護の徹底について 岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員（地方公務員法に規定する一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員をいう。）又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨定めている。 しかしながら、以下の事例が見受けられた。 ア 幼児教育課において、職員が複数人に電子メールを一斉送信する際、他の送信先のメールアドレスをわからないようにしなければならぬにもかかわらず、当該複数人が相互に見ることができる状態で送信していた。</p>	<p>課内で個人情報保護について、速やかに研修を実施し、周知徹底を図った。なお、現在はTO送信された場合でも、自動でBCC送信されるシステムになったため、メールアドレスを他者に誤って知られてしまうリスクはなくなっています。</p>
<p>イ 放課後児童クラブにおいて、児童が絵を描くために使用した紙の裏面に個人情報に記載されていた。</p>	<p>放課後児童クラブにおいて裏紙の使用を禁止し再発防止を図った。また、小学校長、放課後児童クラブ運営委員長、支援員及び支援補助員に対し情報セキュリティ研修を行い、個人情報管理について徹底した。</p>
<p>ウ 商業高等学校において、教員が進路指導室のパソコンで生徒のリストを印刷後、担任を務める教室に移動する間に、リストを紛失していた。 今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、適正な事務を執行されたい。</p>	<p>全教職員に、個人情報の適正な取り扱いについて、速やかに研修を実施し、周知徹底しました。 今後も、職員会議等にて研修を実施し、適正な個人情報管理を徹底します。 教育委員会内全体でも、教育長名で令和元年11月1日付け「教育委員会における個人情報の管理の徹底について」の通知を発し、個人情報の管理について取り組みを開始しています。</p>